

大阪弁護士会ニュース No.2

～ 大阪北部地震被災者のみなさまへ ～

発行日：2018 年(平成 30 年)9 月 3 日

『大阪北部地震対応無料電話相談』

☎：06－6364－2046

相談時間：月～土曜（祝日除く）10：00～13：00

相談料：無料 ※通話料はご負担ください。

『大阪北部地震被災者向け無料面談相談』

相談場所：大阪弁護士会館・なんば・堺・谷町・岸和田の各法律相談センター

相談時間：平日/10:15～11:45 13:00～16:00

平日夜間/17:30～20:00

土曜/10:15～11:45 13:00～16:00

* 平日夜間・土曜は、大阪弁護士会館・なんばの法律相談センターのみ

相談料：無料

相談内容：大阪北部地震による被災に関する法律相談

電話事前予約 電話番号：06－6364－1248

予約受付時間：平日/9:00～20:00 土曜/10:00～15:30

ネット予約(24時間予約可) <https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php>

よくあるご相談

Q1 リ(罹)災証明書は何のためのもの？

➡ 被災したことを証明するために申請します。自治体などが被災者に対して何らかの支援をする場合に、リ災証明書が必要となる場合があります。たとえば、所有家屋が半壊以上の人には、いくらかの支援金が支払われるという制度ができた場合、「半壊」を受けたことを証明するものが「リ災証明書」となります。大阪市では「被災証明書」といいます。

罹(リ)災証明書を必要とする具体例としては、義援金の支給、住宅金融支援機構の融資、災害援護資金、税の減免猶予、社会保険料の減免、公共料金の減免、応急仮設住宅入居、住宅の応急修理、各市独自の被災者支援制度の利用などがあります。

なお、「被災者生活再建支援法」については、今回の大阪北部地震では、この法律の適用はありません。



Q2 うちの屋根瓦が落ちて隣家の車に傷がつきました。賠償しないといけないの？うちの電気温水器のパイプが壊れて、下の階の人の天井から漏水し、家財も濡れました。弁償しないといけないの？



➡ これまでの裁判例では、震度6以上の場合は、不可抗力で、損害賠償責任がないとされてきました。震度6以上の地区にお住まいの場合は、原則として損害賠償責任はないと考えられます。

ただ、瓦や温水器の設置や保存がおかしかった場合は、責任を負う場合があります。また、最初の地震で瓦が崩れかけているのに、放置し、余震等で瓦が落下して車に傷がついた場合は責任を問われる場合がありますので、2次被害が出ないように早めに処置してください。



Q3: 賃貸物件に住んでいます。大家から修理したいから出て行ってほしいと言われました。出ていかなければなりませんか？

➡ 原則として、修理して住めるような損傷であれば、賃貸借契約は終了しないので、出ていく必要はありません。ただし、大家が借家を修理する場合に、借主には協力義務があるため、修理工事の状況によっては、一時的に退去しなければならない場合もあります。この時の引っ越し費用等は、借主が負担することになります。

Q4: 借りている家が一部壊れてしまいました。自分で修理しないといけませんか？

➡ 主要な部分の修理費用、つまり、柱、屋根、壁や構造部分については、基本的に、大家に修繕する義務があります。大家が修理をしてくれない場合は、借主で修理した上で、大家に費用を請求することもできます。この場合、修理費用分を賃料から差し引くこともできます。さらに、大家に損害賠償を請求することができる場合や、損傷の程度に応じて賃料を減額する請求ができる場合もあります。

Q5: 修理すれば住むことができる場合でも、賃貸借契約を終了させて引っ越すことはできますか？敷金はどうなりますか？

➡ 修理すれば住むことができる場合には、賃貸借契約は存続します。ですから、この場合、あなたの賃貸借契約通りの解約手続き(解約申し入れの時期、違約金等)をしなければなりません。

また、「修理すれば住むことができる」かどうかの判断で、大家と争いになることも考えられます。「修理すれば住むことができる」かどうかは、建物に生じた損傷の部位や程度、修理ができるかどうか、修理費用としていくら必要となるか等の様々な事情から考えることとなります。

今回の地震で壊れた部分の修理費用等を借主が負担する必要はないので、敷金から差し引かれませんが、賃料の滞納等がなければ契約どおりに返してもらえます。

大阪弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。大阪弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので(大阪弁護士会ニュースも掲載)ご覧ください。

<http://www.osakaben.or.jp/index.php> (『大阪弁護士会』で検索)

本ニュースの内容については、無料電話相談・情報提供にて弁護士におたずねください。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。